

一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構 スーパーバイザー資格認定委員会規約

第1条（総則）

本規約は、臨床発達心理士スーパーバイザー（以下、S Vと記す）の資格認定・資格更新・資格認定取り消し・S V資格更新研修会等に関わる事項を定める。

第2条（S V資格認定委員会の設置と業務）

前条の業務を行うために、臨床発達心理士スーパーバイザー資格認定委員会（以下、S V資格認定委員会と記す）を設置する。S V資格認定委員会は、資格認定・資格認定取り消し・資格更新に関わる認定・運営を行う。またこの委員会は、資格更新を希望するS Vに対して、S V資格取得後5年目の有効期限までに資格更新審査を行う。その業務の事務上の管理と会計は、臨床発達心理士認定運営機構事務局に従う。

第3条（委員）

- S V資格認定委員会はS Vの資格をもつ委員をもって構成する。
2. 同委員の任命は、理事会の承認を経て、代表理事が行う。
 3. 委員の任期は2年とする。再任は3期（6年）まで妨げない。
 4. S V資格認定委員会の委員長は、委員の互選により選出し、副委員長はその委員長の指名により1または2名選出し、理事会において承認する。
 5. 委員長は、理事として社員総会および理事会に出席する。

第4条（決議）

S V資格認定委員会の決議は、委員の過半数が出席し（委任状出席を可とする）、その過半数をもって行う。

第5条（S V認定）

S V資格認定委員会は細則に定める審査基準・審査方法に基づいて合否審査を行う。S V資格認定委員長は、認定の結果を理事会に報告する。

第6条（S V資格認定証の交付とその有効期限）

理事会においてS V資格を承認された者にS V資格認定証を交付する。S V資格の有効期限は発行から5年間とする。

第7条（資格の登録と公表）

資格認定証を交付された者は、S Vとして登録され、本人の了解を得た上で、ホームページにS V有資格者として氏名を公表する。

第8条（S V資格認定の取り消し）

S V資格認定委員会は、S V資格認定を受けた者に臨床発達心理士として不適切な行為等の疑義があった場合、そのことについて審議の上、S V資格認定の取り消しに関して結論を出し、理事会に報告し承認を得る。

第9条（審査の方法と基準）

S V資格審査の方法および審査基準等に関してはS V資格認定委員会細則に定める。

第10条（規約の改定）

この規約の改定は、S V資格認定委員会の議を経て、理事会の承認を得るものとする。

附則

施行期日 2010年6月13日より施行する。

改定	2010年12月12日	一部改定
	2013年12月8日	一部改定
	2014年12月14日	一部改定
	2017年6月18日	一部改定
	2023年6月11日	一部改定